

水際強化に係る新たな措置について 12 / 9

12月9日、水際強化に係る新たな措置(22)が公表されました。

「オミクロン株に対する水際措置の強化(3)」(令和3年12月10日午前0時から実施)です。

詳細は以下及び内閣官房HPをご参照ください。

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku3_20211209.pdf

【概要】

オミクロン株(B.1.1.529系統の変異株)に対する指定国・地域以外の検疫所長の指定する場所での3日間又は6日間対象国・地域からの帰国者等の自宅待機への切り替え

【参考】

※「水際対策強化に係る新たな措置(17)」について

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwakyouka_area_20210917.pdf

※「水際対策強化に係る新たな措置(20)」について

https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku1_20211129.pdf

なお、人の往来に関する制度全般に関しては以下のウェブサイトでも情報発信を行っております。

○外務省ウェブサイト

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

【お問い合わせ先】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から: 0120-565-653

海外から: +81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)

一部のIP電話からは、03-5363-3013

○経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話:03-3501-5925(直通)